

大井町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

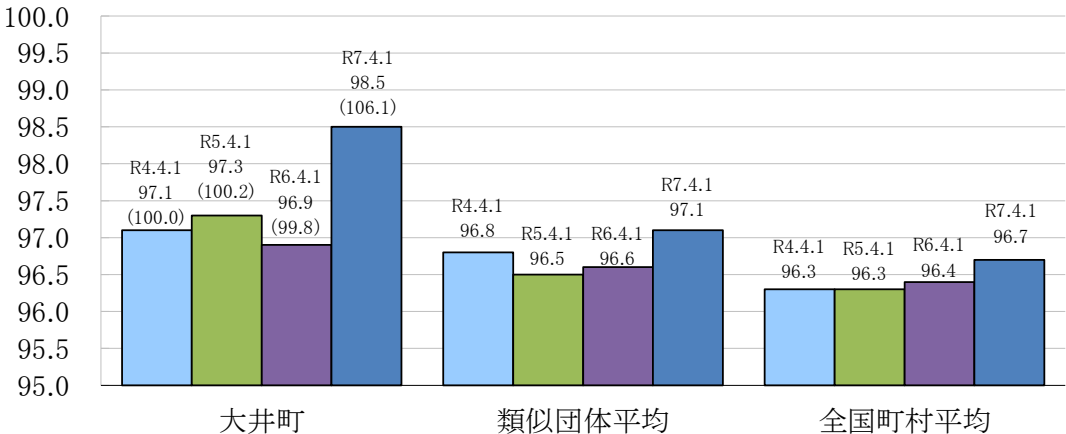
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 17,270	千円 6,458,909	千円 412,644	千円 1,183,427	% 18.3	% 18.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たりの給与費 B/A	(参考) 類似団体平均1 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 123	千円 503,365	千円 90,275	千円 201,090	千円 794,730	千円 6,461	千円 5,933

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後のラスパイレス指数を指す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いてる。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の 改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 7年度	429,494 円	414,480 円	15,014 円 (3.62%)	3.62 %	3.37 %	3.62 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 7年度	4.65 月	4.60 月	0.05 月	0.05 月	4.65 月	4.65 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を考慮し、5級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合)

(支給割合) 国基準では段階的に支給割合が引き上げられ、令和9年度から12%となる。

(実施時期) 職員人材確保の観点等から令和7年度より12%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	8%
大井町の支給割合	3%	12%	12%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項: なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大井町	42.4 歳	334,700 円	426,431 円	403,197 円
神奈川県	42.5 歳	329,834 円	445,821 円	391,360 円
国	41.9 歳	332,237 円	－ 円	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,262 円	377,211 円	354,841 円

② 技能労務職:該当なし

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大井町	44.3 歳	348,333 円	415,333 円
神奈川県	40.0 歳	358,704 円	436,221 円
類似団体	43.7 歳	324,303 円	372,023 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		大 井 町	神 奈 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
教 育 職	大 学 卒	220,000 円	252,000 円	－
	高 校 卒	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

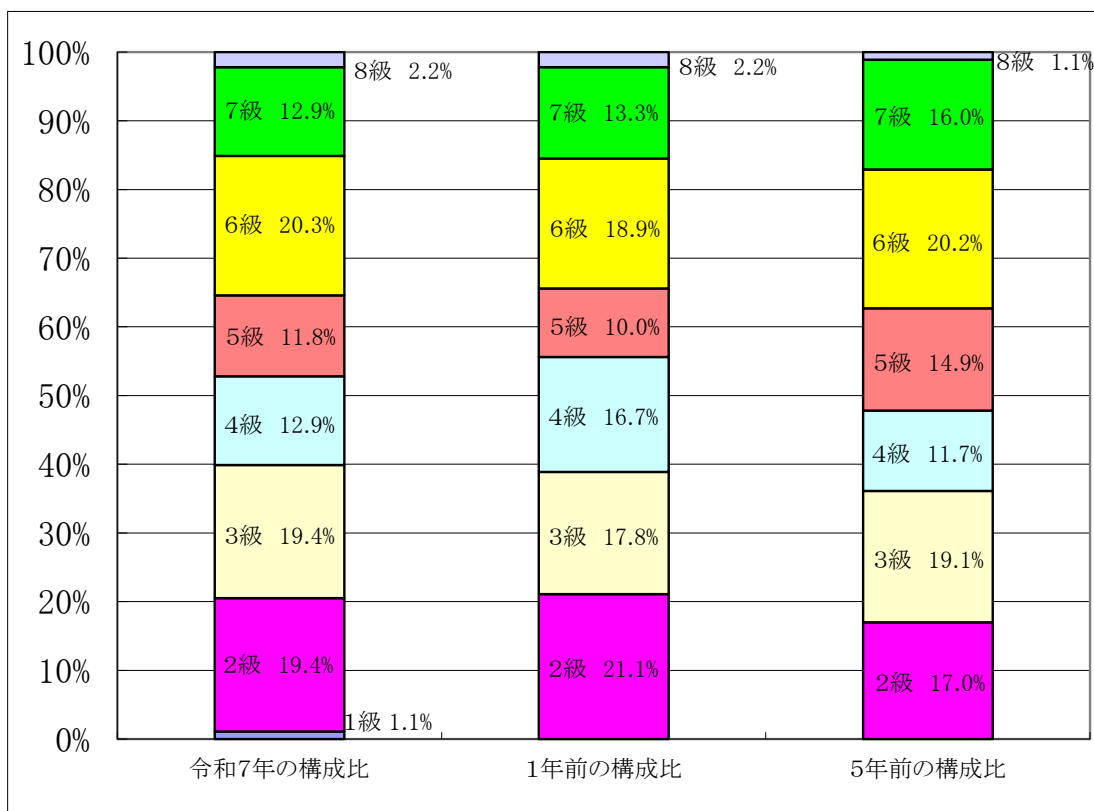
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,800 円	該当なし	398,600 円	該当なし
	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし	372,400 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	中 学 卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
教 育 職	短 大 卒	該当なし	301,300 円	370,400 円	402,700 円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

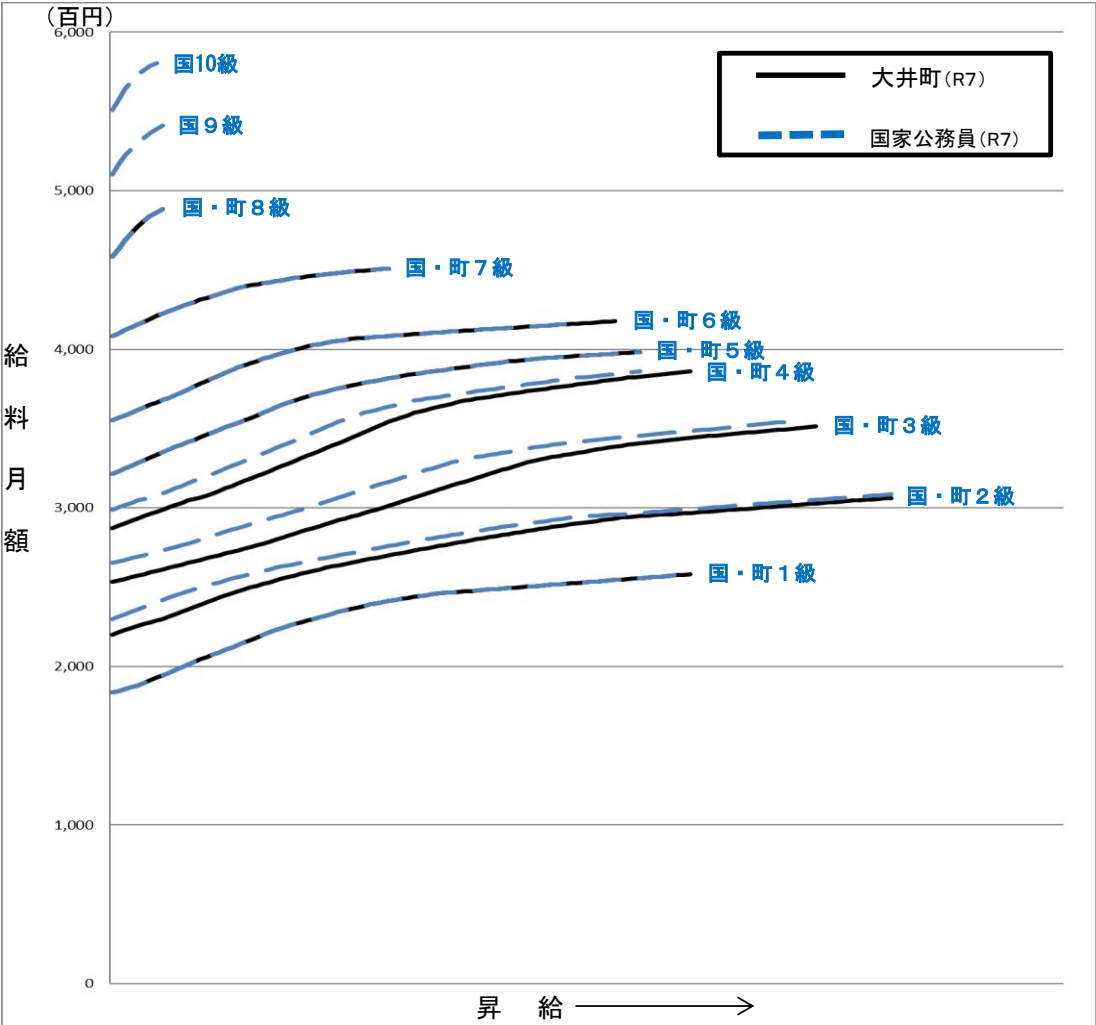
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1 人	1.1 %	183,500 円	258,100 円
2級	高度の知識及び経験を必要とする業務を行う職務	18 人	19.4 %	220,000 円	306,200 円
3級	特に高度の知識及び経験を必要とする業務を行う職務	18 人	19.4 %	253,300 円	351,500 円
4級	主査の職務	12 人	12.9 %	287,300 円	386,100 円
5級	副主幹の職務	11 人	11.8 %	321,300 円	398,200 円
6級	課長を補佐する職務	19 人	20.3 %	355,200 円	417,700 円
7級	専任主幹の職務 課長及び課長と同等の職務	12 人	12.9 %	408,300 円	450,900 円
8級	参事の職務	2 人	2.2 %	458,300 円	488,500 円

- (注) 1 大井町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(大井町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分			○		○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事表を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大井町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,639 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,867 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.500 月分 2.100月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 該当なし	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.500 月分 2.100月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.500 月分 2.100月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15 % (国を上回る加算措置となっている場合、その理由) 該当なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20 % ・管理職加算 10～20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○期末勤勉への人事評価の活用状況(一般行政職)(大井町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事表を実施していない	○		○	
活用予定時期	令和9年度6月期		令和9年度6月期	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

大井町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たりの平均支給額 自己都合 勸奨・定年 7,677 千円 22,992 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		17,016 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		120,679 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
一律	3.0 %	141 人	0.0 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等業務手当	一般行政、税務、企業職員	感染症の病原体に接する(可能性のある)業務	－ 千円	日額 500円
行路死病人処理手当	一般行政、税務、企業職員	行路死人の看視、処理、又は行路病人の保護、入院等の業務	－ 千円	死者1件当たり 3,000円 病人1件当たり 1,500円
動物死体処理手当	一般行政職員	公共用地にある動物の死体を処理する業務	－ 千円	1件当たり 500円
有害毒薬物取扱手当	一般行政職員	危険な薬品を取り扱う業務、又は有毒ガスの発生を伴う業務	－ 千円	日額 500円

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績(令和6年度決算)	32,805 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	233 千円
支給実績(令和5年度決算)	32,994 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	246 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子1人につき 11,500円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 特定扶養の期間にある子1人につき加算額 5,000円	同じ		11,440 千円	81,131 円
住居手当	自己所有住宅 5,000円 新築又購入後5年間 7,000円 賃貸住宅支給限度額 28,000円	異なる	自宅に係る手当も支給	11,275 千円	79,961 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額限度額 55,000円 交通用具使用者 片道2km以上 2,000円 (通勤距離に応じて支給)	同じ		5,879 千円	41,692 円
管理職手当	参事 73,000円 課長 60,000円 専任主幹 45,000円 副課長 30,000円	異なる		14,712 千円	588,480 円
宿日直手当	1回につき 6,000円	異なる	一般の宿日直のみ規定している	759 千円	14,320 円
管理職特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合又は緊急により週休日等以外の午後10時から翌日午前5時に勤務した場合 参事 11,000 円 課長及び専任主幹 10,000 円 副課長 8,000 円	同じ		1,706 千円	68,246 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	793,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 町 長	635,000 円	880,000 円 / 492,000 円 710,000 円 / 468,000 円
報 酬	議 長	390,000 円	420,000 円 / 280,000 円
	副 議 長	307,000 円	360,000 円 / 227,000 円
	議 員	283,000 円	345,000 円 / 192,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)	
	副 町 長	3.85 月分	
	議 長	(令和6年度支給割合)	
退 職 手 当	副 議 長	4.05 月分	
	議 員		
	備 考		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	793,000 × 在職月数 × 0.3750	14,274,000円 任期毎
	備 考	635,000 × 在職月数 × 0.2500	7,620,000円 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

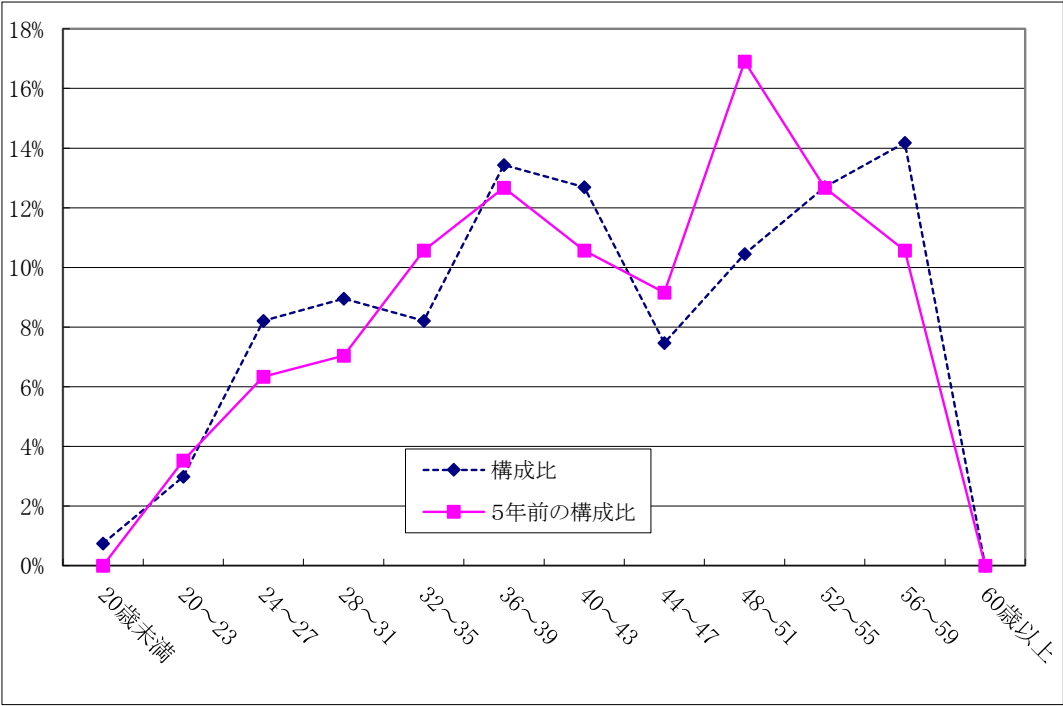
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	事務分掌の見直し 事務分掌の見直し 事務分掌の見直し
		総 務	39	39	0	
		税 務	10	11	△ 1	
		民 生	17	16	1	
		衛 生	12	11	1	
		農林水産	2	2	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	9	9	0	
		計	94	93	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.43 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.72人)
		教育部門	28	30	△ 2	再任用職員配置による常勤職員の減
	小 計	122	123	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.72人)	
公 営 会 計 部 門	水 道 下水道 その他 小 計	2	3	△ 1	事務分掌の見直し	
		2	3	△ 1	事務分掌の見直し	
		8	10	△ 2	事務分掌の見直し	
		12	16	△ 4		
合 計		134 [174]	139 [174]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.59 人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	4人	11人	12人	11人	18人	17人	10人	14人	17人	19人	0人	134人

(3) 職員数の推移

年 度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	93	90	90	90	93	94	1 (1.1%)
教育	33	30	28	28	30	28	▲5 (▲15.2%)
普通会計計	126	120	118	118	123	122	▲4 (▲3.2%)
公営企業会計等計	16	16	16	16	16	12	▲4 (▲25.0%)
総合計	142	136	134	134	139	134	▲8 (▲5.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 244,987	千円 42,706	千円 18,122	% 7.4	% 6.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 4	千円 16,727	千円 2,053	千円 6,553	千円 25,333	千円 6,333	千円 6,316

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年再任用
短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項:なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 井 町	55.1 歳	364,049 円	503,242 円
市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(注) 平均年齢の市町村平均には、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大 井 町		大 井 町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,638 千円		1,565 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算率 5 ～ 15 %		・役職加算率 5 ～ 15 %	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

大 井 町			大 井 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ～ 20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ～ 20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円 - 千円			7,677 千円 22,992 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によること退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			535 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			133,823 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
一律	3.0 %	4 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)				- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				- %
手当の種類(手当数)				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等業務手当	一般行政、税務 企業職員	感染症の病原体に接する (可能性のある)業務	- 千円	日額 500円
行路死病人処理手当	一般行政、税務 企業職員	行路死人の看視、処理、又は 行路病人の保護、入院等の業務	- 千円	死者1件当たり 3,000円 病人1件当たり 1,500円
動物死体処理手当	一般行政職員	公共用地にある動物の死体 を処理する業務	- 千円	1件当たり 500円
有害毒薬物取扱手当	一般行政職員	危険な薬品を取り扱う業務、 又は有毒ガスの発生を伴う業務	- 千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	413 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	138 千円
支給実績(令和5年度決算)	115 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	38 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	左の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	(一般行政職と同じ)	同じ		756 千円	378,000 円
住居手当	(一般行政職と同じ)	同じ		396 千円	198,000 円
通勤手当	(一般行政職と同じ)	同じ		125 千円	41,600 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和5年度の 総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 449,641	千円 20,983	千円 13,911	% 3.1	% 3.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 3	千円 12,972	千円 1,690	千円 5,526	千円 20,188	千円 6,729	千円 6,187

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前任用
短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項:なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 井 町	46.9 歳	353,278 円	480,639 円
市町村平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(注) 平均年齢の市町村平均には、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大 井 町		大 井 町 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,861 千円		1,565 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算率 5 ～ 15 %		・役職加算率 5 ～ 15 %	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

大 井 町			大 井 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ～ 20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 ～ 20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円 - 千円			7,677 千円 22,992 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によること退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			414 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			137,877 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
一律	3.0 %	3 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)				- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				- %
手当の種類(手当数)				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等業務手当	一般行政、税務 企業職員	感染症の病原体に接する (可能性のある)業務	- 千円	日額 500円
行路死病人処理手当	一般行政、税務 企業職員	行路死人の看視、処理、又は 行路病人の保護、入院等の業務	- 千円	死者1件当たり 3,000円 病人1件当たり 1,500円
動物死体処理手当	一般行政職員	公共用地にある動物の死体 を処理する業務	- 千円	1件当たり 500円
有害毒薬物取扱手当	一般行政職員	危険な薬品を取り扱う業務、 又は有毒ガスの発生を伴う業務	- 千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	427 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	142 千円
支給実績(令和5年度決算)	440 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	147 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	左の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	(一般行政職と同じ)	同じ		816 千円	408,000 円
住居手当	(一般行政職と同じ)	同じ		144 千円	72,000 円
通勤手当	(一般行政職と同じ)	同じ		74 千円	37,200 円